

第5章

施設整備の方向性

1. 介護保険に関する施設整備の基本方針

(1) 第7期計画までの整備状況

介護保険に関する施設及び居住系サービス（以下「施設等」という。）について、高齢者のニーズや既存施設の入所状況を踏まえ、本市の実情に応じた整備を図ってきました。

①第7期計画期間の整備状況

第7期計画期間においては、認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を1箇所（9人×2ユニット＝18人）の整備、特定施設入居者生活介護を1箇所（51床）の指定を行いました。また、広域型特別養護老人ホームにおいては短期入所居室から特別養護老人ホーム居室へ6床の転換を行いました。

なお、第7期計画期間中に整備を予定していたグループホーム1箇所（9人×2ユニット＝18人）については、開設時期が本計画期間に繰延となっています。

②介護保険施設の整備状況（第7期計画期間終了時点（令和2年度（2020年度）末））

区分	内容	施設数	入所定員
施設サービス			
広域型特別養護老人ホーム ※施設数及び入所定員には四天王寺大畑山苑は含まない（入所定員70名）。	原則として要介護3以上であり身体や精神に障がい等がある、在宅での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：30人以上）	14施設	851人
介護老人保健施設	要介護認定を受けた人の中で病状が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設	5施設	471人
介護療養型医療施設	病状が回復期に向かっている、または慢性疾患により自宅療養が難しく長期療養の必要があるが、入院は難しい状態の高齢者等に、医療を行ながりリハビリテーションを続ける施設	1施設	36人
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設	1施設	60人

区分	内容	施設数	入所定員
地域密着型施設及び居住系サービス（利用対象者：市内居住者）			
地域密着型特別養護老人ホーム	原則として要介護3以上であり身体や精神に障がい等がある、在宅での介護が難しい、65歳以上の高齢者が入所する施設（定員：29人以下）	8施設	219人
グループホーム	認知症などの高齢者が家庭的な環境の中で、地域社会に溶け込みながら生活することを目的に共同生活を行うサービス	22箇所	347人
特定施設入居者生活介護			
特定施設入居者生活介護	特定施設に入居している要介護者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上の世話、機能訓練を行うサービス	14箇所	721人

③サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームの登録等状況

（令和3年（2021年）2月末現在）

区分	内容	施設数	入所定員
サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅	40施設	1,482人
有料老人ホーム	常時1人以上の老人を入所させ、介護等サービスを提供することを目的とした施設	30施設	1,134人

※施設数及び入所定員については、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設との重複分を除く。

（2）施設整備の現状と基本方針

①施設整備の現状

第7期計画期間における本市の施設の状況としては、令和2年度（2020年度）当初における、本市の広域型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（以下「特養等」という。）の合計定員は1,070人であり、特養等の申込者のうち、「入所の必要性が高いと考えられる要介護認定者」※（以下「入所の必要性が高い申込者」という。）は172人となっています。

第7期計画初年度である平成30年度（2018年度）当初と比較して、特養等の合計床数が6床増加しているのに対し、入所の必要性が高い申込者は20人の減少となっています。

す。

また、入所の必要性が高い申込者の生活状況をみると、80人が在宅での生活であり、92人が医療機関やサ高住等、在宅以外での生活となっています。

第7期計画期間における入所の必要性が高い申込者の減少傾向の要因としては、グループホームの整備や特定施設入居者生活介護の指定等を行うことによる施設ニーズへの対応や、在宅生活の限界点の引き上げをめざして地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきたこと等の影響が考えられます。

しかし、令和5年度（2023年度）には、本市における65歳以上の高齢者人口は74,097人、高齢化率は28.3%、要支援・要介護認定者は18,950人に到達するものと推計しており、全体的な人口が減少する一方で高齢化率や第1号被保険者における後期高齢者の割合は上昇し続けている中、単身高齢者世帯の増加や高齢者世帯における老老介護、認知症高齢者や重度の要介護者に対する家族介護の限界等の課題に加え、国の方針でもある「介護離職ゼロ」の実現に向けた効果的な介護基盤整備を推進する必要がある等、今後の施設に対する需要の高まりが予測できます。

②施設整備の基本方針

第8期計画期間においては、病床機能分化による新たな施設需要への対応が求められている第7次大阪府医療計画との整合性を図りながら、入所の必要性が高い申込者の動向や介護人材の確保、施設整備による介護保険料への影響等を考慮しつつ、施設整備を進める必要があります。

これらを踏まえ、在宅生活が困難となった高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅に近い暮らしを続けることや、介護が必要な高齢者の住まいにおけるサービスの質のさらなる向上を推進することをめざし、施設整備の基本方針を下記のとおり定めます。

●第8期計画における施設整備の基本方針

- ・在宅生活が困難となった医療的ケアの必要な高齢者の増加を見据え、介護医療院の整備を行う。
- ・住み慣れた地域で安心して在宅に近い暮らしを続けられるよう、地域密着型特別養護老人ホームの整備を行う。
- ・高齢者の住まいにおけるサービスの質の向上を推進するため、特定施設入居者生活介護の指定を行う。

※「入所の必要性が高いと考えられる要介護認定者」は、特養等の申込者のうち、要介護4及び5の人全員と、要介護3の人のうち入所希望時期を3か月以内と回答した人とする。

（資料：大阪府特別養護老人ホーム入所申込者の状況調査）

2. 各施設の整備の方向性

(1) 介護保険施設の方向性

①広域型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

第7期計画期間において、短期入所居室からの転換の実施に伴い6床増加しています。第8期計画期間においては、地域密着型特別養護老人ホームの整備を進めることから、新たな整備数を見込まないものとします。

②介護老人保健施設

本市の当該施設に係る第7期計画期間での利用実績等を踏まえ、第8期計画期間においては新たな施設の整備は見込まないものとします。

③介護療養型医療施設

当該施設は廃止期限が、平成29年度（2017年度）末から6年間再延長され、令和5年度（2023年度）末となりました。

既存施設の介護医療院等その他施設への転換に際しては、適切に対応します。

④介護医療院

第7次大阪府医療計画に基づく病床機能分化による新たな施設需要を踏まえ、在宅生活が困難となった医療的ケアの必要な高齢者のニーズに応えるため、新たに30床以内の整備数を見込みます（既存施設の増床可）。

なお、介護療養型医療施設や医療療養病床等からの介護医療院への転換は、上記整備数に含まず対応します。

■整備内容

施設区分	介護医療院
整備床数	30床以内
整備予定年度	令和4年度

(2) 地域密着型サービス（居住系）の方向性

①地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）

第8期計画期間においては、前述の施設整備の基本方針を踏まえ、住み慣れた地域で安心した生活・つながりが継続できる施設である地域密着型特別養護老人ホームについては、29床以内での整備数を見込みます（既存施設の増床可）。

■整備内容

施設区分	地域密着型特別養護老人ホーム
整備床数	29床以内
整備予定年度	令和5年度
整備予定地域	第1圏域、第2圏域、第5圏域

※いずれの地域に整備するかについては、公募時の提案状況などにより市内全域から決定するため、選考時において整備する圏域が変更となる場合があります。

②グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

第7期計画期間に9人×2ユニット=18人のグループホームを2箇所整備予定としていましたが、1箇所については新型コロナウイルス感染症の影響のため、開設時期が第8期計画期間に繰延となっています。

第6期及び第7期計画期間の6年間の整備によって、グループホームの利用需要に応えてきたことから、第8期計画期間での新たな整備数を見込まないものとします。

（3）特定施設入居者生活介護指定の方向性

サ高住については、本市は府内有数の登録数となっており、有料老人ホームとともに在宅での生活が困難となった高齢者の住まいの選択肢の一つとして定着しています。

令和元年度に行ったサ高住等の運営事業者に対する実態調査では、サ高住等の入居者の約6割が市内からの住み替えとなっています。また、入居者の約6割に認知機能の低下がみられ、要介護3以上となっていることや、入居者が住み替えを行ったと思われる理由の約8割が家族の負担軽減のためとなっております。

また、サ高住等への入居を検討する際に「高齢者の住まい」の付加価値部分である介護サービスの提供が重視されていることから、サ高住等の入居者に対し適切に介護サービスが提供されるよう、指導監督の徹底や介護給付の適正化を進め、さらなる質の向上を図るため、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）については、合計200床を上限として、新設及び既存のサ高住や有料老人ホームを対象に指定します。

■整備内容

施設区分	特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
整備床数	合計200床上限
整備予定年度	令和4年度または令和5年度
整備区分	新設または既存

(4) 老人福祉施設の方向性

①養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、環境上及び経済的な理由により、居宅で養護を受けることが困難な人が入所し、養護を受けるとともに自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を受けることを目的とする施設であり、本市では現在、1施設(50床)整備されています。

第8期計画期間においては、当該施設における受け入れ状況等を踏まえ、必要量はおおむね満たしていることから、新たな施設の整備は見込まないものとします。

②軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、60歳以上で、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活が困難な人が、低額な料金で施設との直接契約により入所する施設であり、本市では現在、7施設（303床）整備されています。

第8期計画期間においては、当該施設における受け入れ状況等を踏まえ、必要量はおおむね満たしていることから、新たな施設の整備は見込まないものとします。